

# 令和7年氷川町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時：令和7年4月10日（木） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：10名

1番 片山 一哉	2番 本田 信義	3番 欠
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 欠
13番 欠		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地法第52条第1項の規定による賃借料情報の提供について

日程5. 議案審議

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積促進等計画書（所有権移転）について

議案第17号 農用地利用集積促進等計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第4回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、5番、木野委員、6番、滝本委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告(1)について事務局より説明願います。

尾下職員 報告(1)の説明をいたします。1ページをご覧ください。報告(1)は賃料が設定してある有料の貸し借りの合意解約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。  
(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

上田主事 資料については当日配布となっておりますので、机上に配布しております資料をご覧ください。

報告(2)についてご説明します。こちらは農地法第52条第1項の規定により1年間の平均賃料を情報提供することとなっております。令和6年の平均賃料は資料に記載しているとおりです。こちらはあくまでも平均の金額となりますので必ずこの金額で契約しなければならないというわけではなく、参考にしていただく数値となります。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

濱田委員 すみません。田の値段ですが、現在米の金額も高騰していますし少し金額を上げたほうがいいのではないかと思います。

- 上田主事           これは 1 年間の平均額を出すこととなっておりますので、数値を変えることはできません。先ほどの話のようにお米の金額が上がっているから金額を上げるなどの話は、今回の平均額を参考にお互い合意のもと契約時に設定していただければと思います。
- 濱田委員           農業委員会から出す金額が基本になっていくと思います。仮に 20,000 円くらいにすればそれが基準になっていきますよね。物価も上がっていつているのに、小作料だけそのままというのは時代にそぐわないのかなと思いますけどね。
- 滝本委員           農地といっても不動産になりますし、最終的にはお互いで決めた金額になりますよね。これはあくまでも平均額ということなので、上げ下げはできないと思います。
- 濱田委員           ずっとこのくらいに金額になっていますよね。施設園芸だったらこの金額は安いですよ。収益が結構上がるわけですから。
- 永田議長           これはデータ上の結果ですから、農業委員会が金額を決めるのは別ですよ。先ほど 20,000 円でおっしゃいましたが、あまり高くすると農地の流動が妨げられるのではないかと思いますけどね。米の値段は上がっていますが、一時的なもので数年後には下がっていくかもしれないし。
- これは平均額を出すこととなっているので、金額は触れないかなと思いますが。
- 坂梨事務局       昔は、標準小作料というのがありまして農業委員会で金額を決めていましたが、法改正があつて農業委員会が決めるのではなく 1 年間の平均額を情報提供してくださいとなっています。ですので、安くしたい高くしたいという意見は当然出てくると思いますが平均額を出すというところでご理解いただければと思います。
- 宮本委員           賃料をお米で納めるという人もいますが、それはどのようなになっていますか。
- 上田主事           物納や使用貸借での契約は特殊になりますので、集計データからは除いています。
- 永田議長           ほかにはありませんか。
- (質問なし)
- 永田議長           何も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。
- つぎに議案審議です。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

- 上田主事 議案第 13 号 1 番についてご説明します。  
2P をご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。申請地は〇〇地区の国道 3 号と集落との間にある農地で、売買による所有権移転の許可申請です。  
当該農地の所有者は相続により農地を取得されました。県外在住で帰郷の予定はなく、相続財産の処分を考えられていました。申請地はこれまでも譲受人が管理をされていましたが、今回譲渡人から申し出があり売買による所有権移転することに合意され申請されました。  
譲受人は同地区で農業をされており、今回取得される農地は引き続き晩白柚、不知火を栽培される予定です。  
譲受人は取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われ、以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を片山推進委員よりお願いします。
- 片山推進委員 4 月 8 日午前 9 時 30 分より申請者立会のもと現地を確認いたしました。申請地および譲受人は許可要件を満たしていると思われ、審議方お願いいたします。以上で報告を終わります。
- 永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。  
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 13 号、番号 1 について採決します。  
許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員挙手)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、議案第 14 号農地法第 5 条の事業計画変更承認申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。
- 上田主事 議案第 14 号 1 番についてご説明します  
申請人、申請物件の詳細は資料にてご確認ください。  
本件は、昨年の令和 6 年 12 月に 1 年更新で許可が出された営農型太陽光発電の案件です。作物変更のための変更承認申請になります。  
初回申請の平成 30 年からサカキを栽培されていましたが、思うように成果が出ず、作物転換を考えておられました。その

時に、営農型太陽光発電を専門とした会社が見つかり相談され今回の作物変更の申請となりました。

変更後の計画では、太陽光パネル下にはキクラゲを植栽、パネル下以外にはエビスグサを植栽する計画となっています。

営農計画書では、キクラゲ、エビスグサとも1年目から収穫可能です。

次に、知見を有する者についてです。営農型太陽光発電では作物転換する場合は、作付けする農作物の栽培に知見を有する者から所見をいただくようになっております。今回は広島大学で研究員をされている江口様より意見をいただいております。

江口様についてご紹介します。前のスクリーンをご覧ください。西日本の各地で営農型太陽光を専門として営農活動をされておられます。実績としては収量は安定しているとのことです。今回も今までの方法と同様の栽培を予定しており、営農型発電設備下の適度な遮光が栽培に好影響をもたらす安定的な収量は見込めるとの意見が出ています。

エビスグサについては、土質改善は必要ですが、日照量が豊富であれば栽培可能で営農計画通りの単収が見込まれるとのことです。

次に地域の平均的な単収についてです。これは町内で栽培がされていないので栽培理由書により提示されており、こちらは江口様の見込みにより作成されています。キクラゲは単収100キロ、エビスグサは単収200キロとなっています。

出荷については、キクラゲ、エビスグサとも江口様が代表を務める株式会社佐々木を通じて出荷されます。キクラゲは、肉、魚、卵などを口にしないひと、ヴィーガンと呼ばれていますが、その方々に向けた卵の代わりとなる加工用材料として加工会社などに販売され、エビスグサは株式会社佐々木の農場で害虫抑制の肥料として使用することによって、出荷先も確保されています。

つぎに、転用の事業計画の変更承認の判断基準についてです。変更申請には2つあります。

1つ目が転用目的が変わるものです。例えば住宅建築予定だったがそれが断念されて駐車場にしたいという場合は、転用目的が変わります。2つ目が転用目的が変わらないものになります。例えば、住宅建築で許可が出て工事着工したが、当初計画よりも工期が伸びるため期間の延長をしたい場合は、住宅建

築という目的はそのまま計画の内容変更となりますので、こういった場合が2つ目に該当します。

今回の変更申請は、太陽光パネル設置という目的は変わらず、パネル下の作物変更になりますので、②の転用目的が変わらないものになり、その判断基準はこちらの3つです。

D～Fについて説明する。

これまでのサカキ植栽よりも十分な営農が期待されるものと思います。ご審議をよろしくお願いします。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので報告を有田推進委員よりお願いします。

有田推進委員 　　4月8日午前11時30分より申請者立会のもと現地を確認いたしました。本申請は事業目的の変更は伴わない、作物変更のための変更申請です。変更後の営農計画など確認しましたが、許可要件は満たしていると思われま。審議方よろしく願いいたします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。

濱田委員 　　収穫はどのくらいでできるのですか。

上田主事 　　7月から9月にかけて収穫となっております。

増住推進委員 　　今まで植えられていたサカキはどうされましたか。

上田主事 　　他の地区で営農型太陽光をされておりまして、そこに移植されました。

宮本委員 　　エビスグサという虫よけの植物も植栽される予定とのことでしたけど、隣接する農地には説明はあっているのでしょうか。

上田主事 　　周辺の農地には影響がないように隣接する農地から幅をとって植栽するとのことでした。万が一何かあったときは適切に対処するとお話しいただいております。

本山委員 　　これは年間売り上げなどは判断基準にありますか。

上田主事 　　売上の基準はありませんが、単収8割の基準はあります。

毎年の実績報告を提出していただく段階では出荷に対して収益がいくらだったかというところまで報告していただくようになっていますのでそこで数字は見えてくるかなと思います。

中田委員 　　忌避剤になるとのことですけど、どんな虫に効果的なんですか。

上田主事 　　計画書のなかでは有害な虫に効く抑制剤と書いてありまして、何の虫に効くかは今お答えは難しいです。

- 永田議長           今回専門家も監修していますし、1年間様子を見て報告が上がってきたときにどんなだったか見てみましょう。  
ほかにありませんか。  
(異議なし)
- 永田議長           異議もないようですので、議案第14号番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)
- 永田議長           全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は4件です。  
はじめに番号1についてです。この案件は、議事参与の制限に該当しますので、田中推進委員は退席願います。  
(田中推進委員、退席)
- 永田議長  
上田主事           それでは事務局より説明願います。  
議案第15号の1番についてご説明します。  
4Pをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。  
申請地は〇〇地区の集落の端にある小規模な農地です。  
譲受人は建設業を営んでおり、現在2か所の資材置場を設置していますが、仕事量の増加に伴い資材置場が不足している状況です。また、1箇所は事務所から1kmほど離れており防犯上の不安と利便性が悪いとのことでした。  
土地の選定理由としては事務所に近く、資材・車両等の管理や緊急時の対応など、利便性の向上と事業の効率化を考えて申請されました。  
給排水計画については、給水、生活雑排水は資材置場のためありません。雨水は自然浸透及び北側水路に流すとのことでした。  
申請地は農用地区域外で、農地の区分は第3種農地に区分され、許可可能な案件です。  
以上で説明を終わります。
- 永田議長           ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を前田委員より願います。
- 前田委員           4月8日午前10時40分より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等確認しましたが許可要件は満たしていると思われれます。審議方お願いいたします。
- 永田議長           ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。  
(異議なし)

- 永田議長 異議もないようですので、議案第 15 号番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
ここで委員の退席を解きます。  
(田中推進委員、着席)
- 永田議長 つぎに番号 2 について事務局より説明願います。  
上田主事 5P をご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。  
申請地は〇〇地区の集落内に位置する農地です。  
譲受人家族は現在〇〇にお住まいですが、譲受人家族の実家が八代市と氷川町にあることから、お互いの両親の将来的な介護のことも考え八代に戻ることを考えていた時、申請地が売地として出ていることを知りました。  
譲受人家族は現在アパート暮らしで、子供の成長に伴い手狭になっています。子どもの成長に併せ、部屋を確保するためと、お互いの両親の老後も考え、申請地に一戸建ての建築を決められました。  
給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び西側の道路側溝に流すとのことです。  
申請地は農用地区域外で、集落等に点在する小規模な農地であり、どの農地区分にも属さないため第 2 種農地に区分され許可できる案件です。  
以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を鉄島推進委員よりお願いします。
- 鉄島推進委員 4 月 8 日午前 10 時 15 分より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等確認しましたが許可要件は満たしていると思われしますので、審議方お願いいたします。
- 永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。  
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 15 号番号 2 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに番号 3 について事務局より説明願います。

上田主事

6Pをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区の集落内にある小規模な農地です。

借人のひとは現在同じ地区内の実家にお住まいですが、手狭になり、かつ、夫の両親の介護などの問題からもう一人の申請人である義父と共同で住宅の新築を考えられました。

また、子どもが〇〇小学校に通学しており、引き続き通学することができ、かつ、双方の両親の介護や子育ての環境などを考えると坊屋敷地区を最優先と考え、今回の申請地を選択されました。

給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び北側水路に流すとのことです。

今回転用面積が 932 m<sup>2</sup>と一般住宅としては広い面積となっております。理由としましては、北側が崖になっていまして高低差が 10mほどあります。この場合が県の建築条例で崖の高さの 1.5 倍の幅を確保して住宅を建築することとなっております、その部分が住宅用地として活用ができない部分となりますので、今回 932 m<sup>2</sup>と広い面積にはなりますがすべて宅地転用をされる計画となりました。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は第 3 種農地、第 1 種農地にも属さないため第 2 種農地に区分され、許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を鉄島推進委員よりお願いします。

鉄島推進委員

4月8日午前10時00分より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等確認しましたが許可要件は満たしていると思われますので、審議方お願いいたします。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 15 号番号 3 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに番号 4 について事務局より説明願います。

上田主事

7Pをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区の集落の端にある小規模な農地です。譲受人は、生まれ育ち住み慣れた〇〇地区に住宅を建てる計画で土地を探していました。また、将来的に訪れる両親の介護や子育ての環境などを考えると〇〇地区が最優先と考え今回の申請地を選択されました。

給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は合併浄化槽の設置、雨水は自然浸透及び西側水路に流すとのことです。

申請地は、第1種農地に区分されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するもので許可できる案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので報告を有田推進委員よりお願いします。

有田推進委員 　　4月8日午前11時10分より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等確認しましたが許可要件は満たしていると思われと思いますので、審議方お願いいたします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第15号番号4について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第16号、農地利用集積促進等計画書（所有権移転）について上程します。事務局より説明願います。

上田主事 　　資料は8ページをご覧ください。

今月の契約は5件で、1番から3番が公社の買入、4番から5番が公社からの売り渡しです。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10aあたりの金額および対価などは資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありました。何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第16号については機構法第18条第11項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

つぎに、議案第 17 号、農地利用集積促進等計画書（利用権設定）について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員 議案第 17 号についてご説明します。資料 9 ページをご覧ください。

この案件は、農業公社をとおした農地バンクの案件です。今回の新規の利用権設定は 1 筆の 2,963 m<sup>2</sup>となります。貸し人・借り人の農地所在地については資料をご覧ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 異議もないようですので、議案第 17 号については機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

（質問なし）

永田議長 それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長 ―〈連絡事項について説明〉―

井副副会長 それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

（午後 2 時 56 分閉会）

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)